

# 一般社団法人日本 e スポーツ連合

## 後援名義使用に関する規約

### (目的)

第 1 条 この規約は、e スポーツに関連する事業等を行う個人又は団体(以下「団体等」という)に対し、一般社団法人日本 e スポーツ連合 (以下「当法人」という) の後援名義の使用を許可することによってその事業を奨励し、e スポーツの振興および健全な普及・発展に資することを目的とする。

### (許可の基準)

第 2 条 後援名義の使用許可は、次の各号に該当せず、当法人が後援することが適切かつ有意義と認められるものに対して行う。その際、特に必要があると認められる場合は、条件を付することができる。

- (1) 特定の政治活動・宗教活動等の利害に関するもの
- (2) 参加者に対する経済的負担が著しく過重であると認められるもの
- (3) 団体等の組織、責任者等が明確でないもの
- (4) その他第 1 条の目的に照らし当法人が後援することが適当でないと認められるもの

2 申請者は、暴力団その他の反社会的勢力(構成員・準構成員・関係企業・半グレ集団やこれらに準ずる者を含む)ではなく、これらと一切関わりを持たず又は持った過去がないことを誓約し、申請にかかる事業がこれらと関わりを持つものでないことを確約・保証するものとする。

### (申請手続)

第 3 条 後援名義の使用許可を申請する団体等(以下「申請者」という)は、後援に関する許可申請書(様式第 1 号)に参考となる資料及び当法人が随時求める資料を添付して、当法人に提出しなければならない。

### (決定通知)

第 4 条 申請者への後援の可否の決定の通知は、会長の承認の後、後援決定通知書(様式第 2 号)により行うものとする。また後援する事業の内容を理事会へ報告するものとする。

### (内容の変更・許可の取消)

第 5 条 後援名義の使用許可決定後において、申請内容その他当法人に通知していた事項

に変更が生じた場合は、速やかに届け出て会長の承認を受けなければならない。

2 前項に定める手続きを怠り、又は第2条の各号に該当すると認められる事実が発覚ないし生じた場合には、当法人は後援名義の使用許可を取消し、以後その団体等の事業については、後援名義の使用許可は行わないものとし、申請者は直ちに後援名義の使用を中止するものとする。

(実施報告書等の提出)

第6条 後援名義の使用許可を受けた者は、当該事業終了後、速やかに（遅くとも1ヶ月以内に）、後援に関する事業実施報告書(様式第3号)に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

<附 則>

[制定] 平成30年11月13日制定

[改定] 令和3年3月15日改定

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第6条関係)